

まちづくり メールニュース

Vol. 272

(R01.12.13)

北海道開発局都市住宅課
まちづくり相談窓口

まちづくりに関して紹介したい地域の取組、配信アドレスの変更等については、
まちづくり相談窓口(メールはこちら)まで **※配信希望も随時受け付けております。**

今号の記事

…各記事のタイトルをクリックすると、記事掲載ページへジャンプします

- 官民連携まちづくりの手引き「官民連携まちづくりの進め方」のご紹介！
- 「第9回まちづくり法人国土交通大臣表彰」の募集を開始しました！
- 国営滝野すずらん丘陵公園12/22(日曜日)ホワイトシーズン開園！

- 【施策紹介】
- 【イベント・募集案内等】
- 【その他(お知らせ等)】

官民連携まちづくりの手引き 「官民連携まちづくりの進め方」のご紹介！

国土交通省では、民間まちづくり活動団体等の皆様が、市町村を始めとする地方公共団体等と連携し、まちづくり活動を一層推進できるよう、都市再生特別措置法等に基づく許可の特例制度、協定制度等の内容やメリット、活用プロセスなどを解説した「官民連携まちづくりの手引き」を官民連携まちづくりポータルサイトに公表しております。

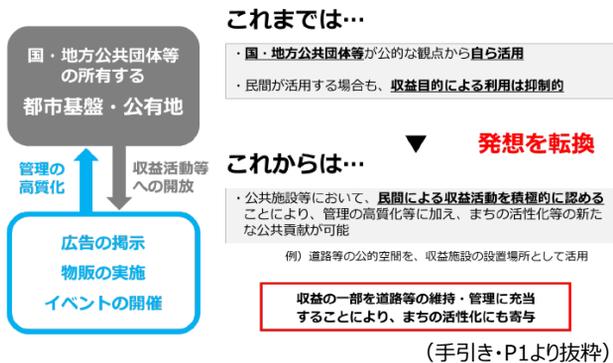
当該手引きは、平成24年1月に作成、平成29年9月に都市再生特別措置法の改正に伴う全面的なリニューアルを行い、本年3月には付録として「低未利用土地利用促進協定書(例)」を追加しておりますので、改めてご紹介いたします。

「都市再生」の意義、「都市再生」をめぐる状況

- ◎ 「都市の再生」とは、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図ることを指します。
- ◎ 都市は、人々の生活や経済活動等の場を提供する我が国の活力の源泉であり、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等と呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を積極的に推進していくことは、国民生活の向上や経済の活性化等の観点から重要となっています。

→まちづくりの新たな担い手としての民間主体の役割が拡大しつつあり、自主的な取組の促進が重要となっています。

都市基盤や公有地等の民間の収益活動等への開放 (H23～)



手引きの構成

【本編】1～74ページ

- ・都市再生整備計画とは、計画に記載する内容、計画の作成プロセス
- ・都市再生推進法人とは、法人のメリット、法人の指定の手続き
- ・「道路占用許可」「河川敷地占用許可」「都市公園占用許可」の特例について、制度の背景・目的、制度活用のメリット、制度活用の手続き
- ・都市再生特別措置法に基づく協定・関連制度等 について紹介

【事例編】75～96ページ

- ・運用実績、運用事例等

※その他、付録として要綱等の例あり

都市再生整備計画

交付金を用いて整備したい公共公益施設について記載

官民連携まちづくりについて記載可能

※交付対象事業の記載がなくても、都市再生整備計画の策定は可能

公共空間内に整備・管理したい施設(広告板・オープンカフェ等)について記載

都市利便増進施設(広場・駐輪場・並木・ベンチ等)の整備・管理について記載

歩行者経路の整備・管理について記載

居住者等利用施設(緑地、広場、集会所等)について記載

公共空間をオープンに活用する規制緩和制度

道路占用許可の特例 H23～

道路管理者が指定した区域で、道路上に広告板・オープンカフェを設置する際に「道路外に余地が無いこと」が要件から除外。

河川敷地の占用許可 H16～

河川管理者が指定した河川敷地にオープンカフェ等を設置することが可能(河川敷地占用許可事典)。

都市公園占用許可の特例 H28～

整備計画公表後2年以内に占用許可の申請があった場合には、公園管理者の同意を得て、種々の用途に寄与する施設を設置することが可能。

公共空間・民地を有効活用して、にぎわい創出を促す協定制度

まちの利便性を高める施設の整備等を円滑に進めるための制度

都市利便増進協定 H23～

土地所有者等の間(都市再生推進法人も参加可能)で、施設の設置、管理の方法や費用負担を定める協定。

歩行者経路を整備、継続的に管理するための制度

都市再生整備歩行者経路協定 H21～

土地所有者等の間で、歩行者経路の整備・管理の方法を定める協定。※所有者が変わっても、協定の効力は引き継がれる(承継制)

低未利用土地を有効かつ適切に整備・管理するための制度

低未利用土地利用促進協定 H28～

土地所有者にかわり低未利用の土地を有効かつ適切に利用するために必要な施設の整備・管理の方法を定める協定。

(手引き・P6より抜粋)

国営滝野すずらん丘陵公園 12/22 (日曜日) ホワイトシーズン開園!

国営滝野すずらん丘陵公園は、12月22日(日)から『滝野スノーワールド』としてホワイトシーズン(～3月31日)の営業を開始します。

ホワイトシーズンは入園無料(※駐車料金は別途必要)で、**年末年始も休まず毎日9～16時まで営業。**

国内最大級200mロングコースの「チューブそり」<そりゲレンデ>を始め、初心者向けのなだらかな「スキー・スノーボード」ゲレンデや「滝野スキースクール」、初めての森遊びや「スノーシュー体験」にオススメなく滝野の森ゾーン<など小さなお子様向けスポットもたくさんあります。

また、お正月に向けての「ミニ門松づくり」や、1月3日には「日の出を見よう!」のイベントも予定されています。

ぜひ、楽しい思い出づくりに滝野すずらん丘陵公園へお越しください。

※詳しくは [滝野すずらん丘陵公園HP \(滝野の森 冬のイベント情報\)](#) をご覧ください

その他のイベント情報、お知らせ、アクセスは [国営滝野すずらん丘陵公園HP](#) をご覧ください。
公園スタッフによる「[滝野日記](#)」で実施済みのイベントの様子も確認できます。